



2024年7月5日

知多エル・エヌ・ジー株式会社

知多エル・エヌ・ジー株式会社における排水基準の超過について

弊社において、水質汚濁防止法に基づき、浄化槽からの排水検査を行った結果、一部で基準を超える排水が判明したため、本日、愛知県へ第一報の報告をしました。

1 報告内容

弊社は、浄化槽を3基設置しているが、そのうち5人槽の浄化槽について水質検査をしたところ、BOD(生物化学的酸素要求量)値が条例基準値である40mg/lを超過し、110mg/lであることを確認しました。(水質汚濁防止法で定める基準値:160mg/l)

当該浄化槽については、速やかに使用を停止しました。

なお、残り2基の浄化槽からの排水については条例基準値以下でした。

2 基準超過の原因

現在、調査中。

3 今後の対応

原因の調査および対策を検討して、愛知県へ報告します。

以 上